

大口町自主防災組織資器材給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町自主防災組織設置推進要綱に基づき、新たに設置された自主防災組織（以下「防災会」という。）に対し、自主的な防災活動を実施するために必要な資器材を給付することにより、防災会の活動の推進を図るものとする。

(防災用資器材の給付)

第2条 町が防災会に給付する資器材は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 前条の規定により、資器材の給付を受けようとする防災会は、次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 防災資器材給付申請書（様式第1）
- (2) 防災会防災計画書

(決定)

第4条 町長は、前条の規定により、給付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、給付を適当と認めたときは、防災用資器材給付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第5条 防災会は、防災会規約又は防災計画に変更があったときは、速やかにその旨届出なければならない。

(検査)

第6条 町長は必要に応じて資器材を給付した防災会に対し検査することができる。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（昭和62年8月7日 大口町告示第32号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月28日 大口町告示第19号）

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

防災用資器材給付一覧表

資 器 材 名	数 量	資 器 材 名	数 量
標 旗	1	救 急 セ ッ ト	1
担 架	1	ナ イ ロ ン ロ ー プ	1
トランジスターメガホン	1	強 カ ラ イ ト	1
保 管 庫	1	長 靴	7
腕 章	7	防 災 服	7
ヘルメット	7	の こ ぎ り	2
バ ー ル	2		

様式第2（第4条関係）

防災用資器材給付決定通知書

年 月 日

様

大 口 町 長

年 月 日付けで申請のあった給付資器材については、次の条件を付して給付する。

1. 給付資器材及び数量

資 器 材 名	数 量	資 器 材 名	数 量

2. 条 件